

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能代市長 齊藤 滋宣

市町村名 (市町村コード)	能代市 (05202)
地域名 (地域内農業集落名)	天神地区 (下田平地区、麻生地区、小繋地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・山間部については、耕作放棄地が多く農地の利用は困難となっている。
- ・麻生地区では、機構関連圃場整備事業の完了まで、10年程度かかるが、その間に中心となる法人育成が課題である。
- ・小繋地区内では、高齢化と後継者不足により、今後の中心となる経営体を見込めず、圃場整備は困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手の分散錯圖を解消する。
- ・下田平地区では、既にほ場整備が実施され、中心となる経営体(法人)は確保されている。
- ・中心経営体には、農地中間管理機構による農地集積も実施済のため、今後は、現状維持としていく。
- ・麻生地区では、農地中間管理機構関連基ほ場整備事業を行い、新規法人へ集積を促進していく。
- ・小繋地区では、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	164 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	104 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

区域内の全農地において農業上の利用を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圃を解消する。 ・法人を設立して、農地の集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・毎年行われる話し合いを農地の所有者にも周知し、耕作が困難な場合は制度の活用を勧めるようにする。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・下田平地区、麻生地区では基盤整備事業に取り組んでいる。 ・小繋地区は担い手不足だが基盤整備を実施することにより周辺の法人等が担うことも考えられるため必要に応じ検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・市やJAなど関係機関と連携し認定農業者や新規就農者の確保、育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--